

「令和7年度経済産業省調査統計システムサービス」の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
1	調達仕様書 6	78	1 調達案件の概要 (5) 契約期間(サービス提供期間)	4	有償期間が令和8年5月1日から記載されておりますが、機器調達・構築期間/試行運用期間(契約締結後～令和8年4月末)中に発生した費用(納入予定機種の保守料等)についても、本案件での費用支払い対象となりますでしょうか。	費用支払い対象を明確にするため。	対象となります。契約額の総費用を有償期間で按分し、実際の費用の支払いは令和8年5月1日からとなります。
2	調達仕様書 7	87	図2 作業スケジュール(予定)	4	STATSアプリケーション移行作業請負業者による「アプリケーション及びデータ移行」の線表が7月より開始されていますが、次期STATS環境に対するデータ移行検証等の実作業については、12月からの「検証環境テスト」以降となる認識で相違ないでしょうか。	7月から次期STATS環境が必要となった場合、設計構築工程に十分な期間が無く、対応が困難である為。	7月からの使用は想定しておらず、「検証環境テスト」から必要、という認識で相違ありませんが、開始時期は12月ではなく11月となります。 図2については誤りであったため修正します。
3	調達仕様書 7	103	2 調達案件及び関連調達案件 (1) 調達範囲 イ サーバ	3	「STATSアプリケーションの安定稼働及びOS移行のコストを十分に考慮するものとする」とあるがOSバージョン差異によるアプリ実行環境の変化が懸念されます。 そのため、バージョン差異によるアプリ改修は、アプリケーション移行作業請負業者にて対応する旨を記載願いますでしょうか。	アプリケーション改修における作業分担を明確にする為。	以下の記載を追加します。 「なお、OSバージョンの差異によるアプリケーションの改修については、「表2 関連する調達案件の一覧」項番2の請負業者が対応するものとする。」
4	調達仕様書 10	188	4 作業の実施内容 (1) 作業の実施内容の概要	1	進捗管理に関して、EVMとWBSIによる報告の双方が必須でしょうか。	EVMとWBSIのいずれかとする事で、プロジェクト管理工数の削減ができると考えるため。	EVMはSPIの評価、WBSIはタスクごとの進捗状況を把握するために必要ですので、両方とも必須とします。
5	調達仕様書 11	204	4 作業の実施内容 (2) プロジェクト計画	1	「プロジェクト計画書」、「プロジェクト管理要領」の作成、貴省の承認を契約締結後5営業日以内にいうこととなっていますが、契約締結後2週間以内としていただけないでしょうか。	請負業者による「プロジェクト計画書」、「プロジェクト管理要領」の作成期間、貴省のレビュー期間、貴省のレビュー指摘の反映作業を考慮すると、作業期間が短いと考えるため。	「契約締結後10営業日以内」に修正します。また、「表3 成果物一覧」の納品期日についても同様に修正します。
6	調達仕様書 12	239	4 作業の実施内容 (4) 設計	4	設計段階において、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領が提示されると読み取れましたが、請負業者が作成する「プロジェクト計画書」、「プロジェクト管理要領」とも整合を図る必要があると考えるため、プロジェクト計画段階でご提示いただけないでしょうか。	成果物作成のインプット情報を明確にするため。	プロジェクト計画書については契約後に提示します。プロジェクト管理要領については提示不可の内容であるため、以下のとおり仕様書を修正します。 「及びプロジェクト管理要領」の記載を削除
7	調達仕様書 17	410	4 作業の実施内容 (5) 運用保守に係る作業	3	現行STATSでは運用開始後1年間で2回改訂を実施した、と記載がありますが、改定内容について追記いただけないでしょうか。	作業内容、作業ボリュームを明確にするため。	仕様書への追記はせず、閲覧資料により御確認いただくものとします。
8	調達仕様書 18	461	4 作業の実施内容 (6) GSSネットワーク接続代替作業 ア 事前調査	3	記載内容について作業範囲等が明確でない為、下記のように明確に記載頂くことは可能でしょうか。 【記載例】 hosts変更、FWでの通信許可、ルーティング変更、ADサーバの連携。 上記以外の作業は本調達に含まない。等	GSSネットワーク要件が確定していない為、作業範囲を明確に記載をお願いします。	入札公告中の閲覧資料としてある程度の情報は開示できるよう対応する予定です。 ただし、その段階でも不確定要素が残っている可能性があります。
9	調達仕様書 18	462	4 作業の実施内容 (6) GSSネットワーク接続代替作業	3	GSSネットワークへの移行に伴い、新しいネットワーク設定や各種情報等は、契約締結後に提示されると理解していますが、ご提示内容によっては、想定していた作業内容が追加、対応工数が増えしまう可能性があります。着しく対応工数が増える場合、貴省と別途協議の上、対応を行う旨を追記いただけないでしょうか。	現時点で不明確な要件に対する影響を考慮するため。	GSS移行に関しては、現段階では、ご提示できる設定情報の資料はありません。今後、個別に確認をしていく予定です。資料閲覧の段階でご提示できる資料については、開示いたします。
10	調達仕様書 18	478, 483	4 作業の実施内容 (6) GSSネットワーク接続代替作業 ウ 動作確認	3	GSS-PCからSTATSサービス、STATSファイルサーバの利用において、シングルサインオン(SSO)が前提であることを確認したいです。 SSOが必須であるならば、その旨明記願いますでしょうか。	GSS-PCからSTATS側のリソース利用に際して、SSOの要否によって設計内容が大きく変わる為。	入札公告中の閲覧資料としてある程度の情報は開示できるよう対応する予定ですが、GSS側との調整が必要であるため現状では必須とはしていません。
11	調達仕様書 19	482	4 作業の実施内容 (6) GSSネットワーク接続代替作業 ウ 動作確認	3	GSS-PCからGSS複合機への確認であれば、GSSネットワーク内の話であり、次期STATSの要件としては記載は不要と考えます。 あるいは、STATS環境のネットワーク内の端末からGSS複合機の利用であれば、どの端末からの利用であるかを明記願いますでしょうか。	GSSネットワーク内の動作確認の項目であり、現在稼働しているものを確認する必要がある為。 または、別ネットワーク内の端末からGSS複合機への利用確認であればどの端末からの利用であるかを明記をお願いします。	運用管理用PC及び統計業務用PCからの利用とします。 以下のとおり修正します。 「④STATS-PCからGSSネットワークを経由して複合機が利用できること。」
12	調達仕様書 19	510	4 作業の実施内容 (7) 定例会等の実施	1	定例会等の議事録提出期限について、「会議終了後、3日以内(行政機関の休日を除く)」とありますが、「会議終了後、原則3日以内(行政機関の休日を除く)」の記載に緩和頂けますでしょうか。	様々な要因により、3日以内の議事録提出が困難となる状況も想定される為。	以下のとおり修正します。 「請負業者は、会議終了後、原則3日以内(行政機関の休日を除く)に議事録を作成し、担当部署の承認を得ること。」
13	調達仕様書 26	611	表5 本業務 請負業者に求める作業実施体制の役割	4	プロジェクトマネージャおよびプロジェクトマネージャ補佐について、「専任でこれに当たるものとする」との記載があるが、その他の各責任者、各担当については、兼務での対応が可能でしょうか。	要員確保、要員調整の為。	専任の記載がない各責任者、担当については兼務での対応が可能です。 また、プロジェクトマネージャ及びプロジェクトマネージャ補佐についての専任の条件を以下のとおり修正します。 「表5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割」中の専任に係る記載を削除 ②の要件に「プロジェクトマネージャ又は補佐のいずれかは本事業の契約期間中は専任でこれに当たるものとする。なお、事業者からの申出によりプロジェクトマネージャ又は補佐を交代する場合は、事前に当省職員と協議し、承認を得ること。」を追加。
14	調達仕様書 28	659	5 作業の実施体制・方法 (4) プロジェクト計画に関する事項	4	プロジェクト計画書は更新可能でしょうか。	契約締結後5営業日以内の提出であり、各作業フェーズの要件が確定していない段階での提出となると想定しております。 成果物一覧の納品期日欄には「以降段階的に改訂する都度」とあるため、暫定版で提出し各フェーズ開始前に更新を行い都度提出する認識で相違ないでしょうか。	④(2)プロジェクト計画に記載のとおり、段階ごとに改訂を実施する事としています。
15	調達仕様書 33	825	6 作業の実施に当たった際の遵守事項 (7) その他文書、標準への準拠 イ プロジェクト標準	4	コーディングが必要となるような開発要件が有りますでしょうか。	本調達において開発を行う部分はないと認識をしておりますが、開発が必要となる部分がございますらご指示願います。	コーディングが必要となるような開発要件は想定していません。
16	調達仕様書 33	825	6 作業の実施に当たった際の遵守事項 (7) その他文書、標準への準拠 イ プロジェクト標準	3	コーディングが必要となる開発要件が有る場合の「経済産業省調査統計システム(STATS) 開発規約 Ver1.0 コーディング規約」を閲覧資料に追加願いますでしょうか。	開発規約の内容が不明な為。	開発規約については入札公告中の閲覧資料とします。 また、コーディングが必要となるような開発要件は想定していないため、「コーディング規約」の記載は削除します。
17	調達仕様書 33	839	6 作業の実施に当たった際の遵守事項 (7) その他文書、標準への準拠 ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程	3	本調達範囲外との認識ですので、記載の削除をお願いできますでしょうか。	本調達ではアプリケーションの開発は対象外の認識です。	御認識のとおりです。 「ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程」の記載は削除します。
18	調達仕様書 34	867	7 成果物の取扱いに関する事項 (2) 契約不適合責任	3	Aの条文の2行目に、「本契約の内容に適合しない」との記述がございますが、具体的に調達仕様書及び要件定義書に定めた内容に適合しないとの記載に変更願いますでしょうか。	貴省から口頭で言ったエビデンスのない内容についても契約不適合の範囲となる可能性が懸念されます。	仕様書及び要件定義書が契約書の一部となるため、仕様書の記載については変更しません。
19	調達仕様書 38	1002	10 その他特記事項 (1) 入札公告期間中の資料閲覧等 力 事業者が閲覧できる資料一覧	4	STATSシステムの総合テスト後に、GSS端末からの接続テストは別途テストスケジュールを予定することは可能でしょうか。	「閲覧資料9 GSS移行にかかわる作業スケジュール等」を確認し、STATSのテスト期間とGSS側が定める接続テスト期間が重複する可能性があり、STATSのテスト期間中に複数回にわたって仕様変更が必要になる可能性がある為。	GSS切替後のスケジュールに遅延が発生しない範囲であれば接続テストの実施時期については別途の予定とすることも可能です。
20	要件定義書 11	171	図2-1 次期 STATS の全体構成及び責任分界(GSSネットワークへの移行前)	4	統計業務テスト用端末に接続するインターネット回線については、専用線を本調達で運用期間を含めて準備する必要がある認識で相違ないでしょうか。	回線の敷設、利用期間が不明確な為。	セキュリティが確保された回線であれば専用線である必要はありません。
21	要件定義書 18	243	III.4.1. (性能)に関する基本方針	4	本章に記載のオンライン処理やバッチ処理の性能要件について、性能劣化や性能が満たせない場合の原因の切り分けは、アプリケーション移行作業請負業者及び運用管理支援事業者にて対応いただく認識で相違ないでしょうか。	STATSアプリケーション側的方式に関係する要素が大きい為。	AP側の要素が大きいとしても、機器側での確認が不要となるものではありません。早期の解決に向けて各事業者と共に対応にあたっていただくことを想定しています。

「令和7年度経済産業省調査統計システムサービス」の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
22	要件定義書 18	243	III.4.(1). 性能に関する基本方針	4	本調達としては、本調達にて導入した機器に関するハードウェアレベルでの性能調査および対応が範囲となる認識で相違ないでしょうか。	STATSアプリケーションに起因する範囲での調査、対応は出来ない為。	御認識のとおりです。
23	要件定義書 22	332	表 20 GSSネットワークへの移行に伴い変更が必要な機能	4	No. 3 GSS-PCからSTATSリソースの利用において、シングルサインオン(SSO)での認証は必須要件でしょうか。	GSSからのSTATSへの認証方式が不明な為のご確認。	入札公告中の閲覧資料としてある程度の情報は開示できるよう対応する予定ですが、GSS側との調整が必要であるため現状では必須とはしていません。
24	要件定義書 22	337	III.7.(1). ハードウェアに関する上位互換性	2	導入機器のファームウェア更新について、STATSに影響を与えないことと記載がありますが、「影響を与えるが代替措置等で影響を回避することが可能なケース等もあること」とではなく、「影響を与えないこと。ただし、万が一影響がある場合、影響を協議の上、変更作業を行なうこと。」と要件を緩和していただけないでしょうか。	提案機器の選択余地を広げるため。	以下のとおり修正します。 「影響を与えないこと。ただし、万が一影響がある場合、影響を当事者と協議の上、実施について判断をおこなうこと。」
25	要件定義書 23	360	III.9.(1). 想定するリスク	4	データセンターの損壊を想定すると、震災時に別拠点を用意する必要があると考えますが、認識に相違ないでしょうか。	表 21 継続性に係る目標値の大規模災害時の指標を見る限り対応できない可能性がある為。 また、別拠点を用意する場合、調達コストへの影響が大きい為。	以下のとおり修正します。 360行目「地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンタ設備及びシステムの損壊」の記述を削除
26	要件定義書 23	360	III.9.(1). 想定するリスク	3	データセンター震災時に別拠点が必要であれば、DR環境に関する要件を追加願いますでしょうか。	表 21 継続性に係る目標値の大規模災害時の指標を見る限り対応できない可能性がある為。 また、別拠点を用意する場合、調達コストへの影響が大きい為。	以下のとおり修正します。 360行目「地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンタ設備及びシステムの損壊」の記述を削除
27	要件定義書 23	372	表 21 継続性に係る目標値	4	障害発生時の目標復旧時間について、障害部位の完全な復旧までの時間ではなく、障害発生後にSTATSシステムを利用できるまでの時間で認識に相違ないでしょうか。	復旧対象の基準が不明確な為。	以下のとおり修正します。 「機器全体で、システム、データを復元又は最新のバックアップから復旧し、業務を継続できること」
28	要件定義書 23	372	表 21 継続性に係る目標値	4	障害発生時の目標復旧レベルにおける対象としては、STATSアプリケーション、ファイル共有サーバが利用可能な環境を提供できていることで相違に相違ないでしょうか。	復旧対象の明確な記載がない為。	STATSアプリケーション、ファイル共有サーバに限らず機器全体を対象とします。
29	要件定義書 24	372	表 21 継続性に係る目標値	3	No. 5 大規模災害について、地震、火災、風水害等が設備に与える損壊度合によって復旧にかかる時間が異なるため、どのレベルの災害を想定されているか記載願いますでしょうか。 損壊によりセンタ設備利用不可。等	大規模災害の規模によって復旧時間が異なるためのご確認。	以下のとおり修正します。 360行目「地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンタ設備及びシステムの損壊」の記述を削除
30	要件定義書 27	420	III.10. 情報セキュリティに関する事項	4	SSL/TLS通信による暗号化について、運用管理セグメントの通信についても暗号化が必須でしょうか。	通信暗号化の範囲が不明確な為。	運用管理セグメントも暗号化が必須となります。
31	要件定義書 31	565	III.11.(3). 本番環境 ア 統計フロントサーバ (ウ) ソフトウェア	4	「POSIX規格に準拠したOSを搭載すること」とありますが、調達仕様書の「STATSアプリケーションの安定稼働及びOS移行のコストを十分に考慮するもの」の記載より、原則現行と同様のOSを選定する必要があるとの認識で相違ないでしょうか。	導入OSの要件を明確にする為。	本調達の要件を満たすのであれば、現行と同様のOSに限定する必要はありません。
32	要件定義書 31	565	III.11.(3). 本番環境 ア 統計フロントサーバ (ウ) ソフトウェア	3	次期調達において、原則現行と同様のOSを選定する必要がある認識で相違ない場合、原則現行と同様のOSを選定する旨を記載願いますでしょうか。	導入OSの要件を明確にする為。	本調達の要件を満たすのであれば、現行と同様のOSに限定する必要はありません。
33	要件定義書 39	824	III.11.(3). 本番環境 サ メールサーバ	3	GSSネットワーク上からメールを再配信する機能(Mailinglist 等)を利用できることとの記載がありますが、具体的なGSS環境からの利用ケースをご教示ください。 また、上記利用ケースに付随する要件を要件定義書に記載願いますでしょうか。	新規調達のメールサーバ要件が不明確な為。	以下のケースを想定しています。 ・エラーメールを担当者のGSS環境のメールアドレスあてに効率的に配信する ・ITサービス管理ツールによりインシデント管理を実施する際、GSS側からのメールによる進捗登録を可能にする
34	要件定義書 39	837	III.11.(3). 本番環境 ザ メールサーバ (イ) ハードウェア	4	以下記載がありますが、利用状況はいつ開示されるのでしょうか。 もしくはいつ頃協議できるものなのでしょうか。 [本文] 『必要な要件は現行STATS における 利用状況 をもとに 担当職員と協議の上、設定すること。』	現時点では構成を組めない為、また要件を明確にする為。	入札公告中の閲覧資料とします。
35	要件定義書 41	894	III.11.(5). ストレージ要件 ア 共有ストレージ (ア) 共有ストレージの仕様	1	緊急を有する障害対応時に設置したストレージ機器からメカ保守拠点への通信(内から外の通信、ポート443)を許可頂くことは可能でしょうか。	働き方改革推進の為、オンサイト訪問エンジニアの工数削減および障害解析の効率化を目指します。 緊急障害対応時にストレージ機器からメカ保守拠点への通信を許可頂くことで、製品担当保守エンジニアによる障害解析が即時可能になり、障害復旧時間の短縮に貢献します。	情報漏えいが発生しない等のセキュリティ対策が万全であることを証明いただければ、リモート保守を可能とします。
36	要件定義書 41	894	III.11.(5). ストレージ要件 ア 共有ストレージ (ア) 共有ストレージの仕様	1	リモート保守可能なストレージ機器を検討しています。 緊急を有する障害対応時に設置した機器からメカ保守拠点への通信を許可頂くことは可能でしょうか。管理機能のみにアクセスしますので、お客様データへはリモートからアクセスせず、データ漏洩の懸念はありません。	働き方改革推進の為、オンサイト訪問エンジニアの工数削減および障害解析の効率化を目指します。 緊急障害対応時にストレージ機器からメカ保守拠点への通信を許可頂くことで、製品担当保守エンジニアによる障害解析が即時可能になり、障害復旧時間の短縮に貢献します。	情報漏えいが発生しない等のセキュリティ対策が万全であることを証明いただければ、リモート保守を可能とします。
37	要件定義書 42	935	III.11.(5). ストレージ要件 ア 共有ストレージ (ア) 共有ストレージの仕様	1	1.0ms以下であることと緩和いただけないでしょうか。 [本文] 『100%Read時の小遅延(レイテンシ)が 0.3ms 以下であること。』	0.3ms以下のストレージとしてしまうと提案製品が限られてしまい、競争性に乏しくなってしまう為、要件の緩和をご検討ください。	現行STATSの運用状況から判断し要件の緩和は不可とします。
38	要件定義書 42	952	III.11.(5). ストレージ要件 ウ その他データバックアップ用装置	4	バックアップ用装置における媒体は持ち出しを想定しておりますでしょうか。 持ち出しが無い場合は、ファイル共有サーバに接続し持ち出し禁止とすることを想定しておりますが、どちらの方式になりますでしょうか。	新規バックアップ装置との認識ですが、利用用途が不明確でありバックアップにおける要件を確認したい為。	後者(持ち出し禁止)の方式を想定しています。
39	要件定義書 43	986	III.11.(7). ネットワーク要件 イ ネットワーク設計方針 (ウ)	1	接続されるサーバーのメディアが変更になった場合、ボックススイッチですとポートはアップリンク以外は固定されているものが多いため、シャラン型スイッチでご提案になります。 シャラン型スイッチは高価になってしまう傾向にある為、該当文言は削除いただけないでしょうか。	要件を明確にする為、かつネットワーク機器の選定の幅を広げる為、ご検討ください。 また現在の要件から、左記要件が必須とは見受けられず、コスト削減の為にもご検討くださいませ。	関連する周辺のネットワークの通信速度に関する仕様については閲覧資料等で明示することとし、ウの要件については削除します。
40	要件定義書 45	1056	III.11.(7). ネットワーク要件 ウ STATSのネットワークセグメント (ク)	4	要件の意図を読み取ることができませんでした。 アカウントおよびパスワード認証というのは、何に対しての認証でしょうか。 また、どのようなことが実現できれば良いのかも少し具体的に示したいだければ幸いです。	要件を明確にする為。	METI-LANのセグメントからSTATSのセグメントへのアクセスについての認証となります。 METI-LAN側からアクセスするユーザを限定する目的となります。現行STATSではWebAuthを利用しています。
41	要件定義書 48	1150	III.11.(7). ネットワーク要件 キ ファイアウォール	3	閲覧資料にて、現行ではファイアウォールにてWebauth認証機能を提供していると認識しております。 次期調達でも同様の機能提供が必須であれば、要件への記載願いますでしょうか。	詳細な要件についてのご確認。	1056行目の要件を満たすために同様の機能提供は必須となりますが、現行で採用しているファイアウォールによるWebAuth認証に要件を限定するものではなく、何らかの形でMETI(GSS移行後はGSS)側からの接続を制限できる仕組みの実装が必要で

「令和7年度経済産業省調査統計システムサービス」の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
42	要件定義書 50	1232	III.11.(8). クライアント端末要件 ア 運用管理用PC (イ)ハードウェア	4	個人で利用するファイルについて「プロファイル領域のみに保存できるようにすること」とありますが、通常ではプロファイルはシステム領域に作成される認識です。 個人の保存先をプロファイル領域のみとしていることから、プロファイルはデータ領域に作成する認識で相違ないでしょうか。	プロファイル領域とデータ領域の位置付けを確認する為。	御認識のとおりです。 1台のPCを複数人で利用する想定であり、プロファイルはデータ領域に作成するものとします。 以下のとおり修正します。 1229行目及び1359行目 d OSを収納するシステム領域は250GB以上とし、データ領域は2TB以上とすること。なお、システム領域はSSDとすることとし、プロファイルについてはデータ領域上に作成すること。また、個人で利用するファイルを対象に以下の要件を満たすこと。
43	要件定義書 52	1300	III.11.(8). クライアント端末要件 ア 運用管理用PC (ウ) ソフトウェア h Web ブラウザ機能	4	閲覧資料にて、現行ではfirefoxの利用があると認識しております。次期調達において、フリーソフトのfirefoxは次期以降でも利用可能と考えておられますでしょうか。	現行ではfirefoxの利用が可能となっていたが、フリーソフトの利用が原則禁止の方針で考えているのかを確認したい為。	以下のとおり修正します。 「CSS2.1」で開発されたSTATSアプリケーションを今回調達するWebブラウザソフトウェアにおいても継続的に使用するための手段が提供されること。具体的にはMicrosoft Edge、FirefoxESR 版及びGoogle Chromeが 提供されること。 また、同様の条件となる1428行目及び1733行目の記載についても修正します。
44	要件定義書 52	1300	III.11.(8). クライアント端末要件 エ 運用管理用PC (ウ) ソフトウェア h Web ブラウザ機能	4	Edgeにおいて、IEモードはデフォルトで無効ですが、アプリケーションの仕様として、Edgeの利用が推奨されている認識で相違ないでしょうか。	IEモードの利用可否を確認する為。	以下のとおり修正します。 「CSS2.1」で開発されたSTATSアプリケーションを今回調達するWebブラウザソフトウェアにおいても継続的に使用するための手段が提供されること。具体的にはMicrosoft Edge、FirefoxESR 版及びGoogle Chromeが 提供されること。 また、同様の条件となる1428行目及び1733行目の記載についても修正します。
45	要件定義書 52	1488	III.11.(8). クライアント端末要件 エ 統計業務テスト用インターネット接続 PC	3	調達端末台数について、実際の調達数量及び設置時期は担当職員と協議の上決定とあるが、必要台数を確定し記載願いますでしょうか。	契約締結後の台数変更は出来かねる為。	以下のとおり修正します。 (ア) 前提条件 a 政府統計オンライン調査の電子調査票のテストで用いることを目的としたPCを用意すること。当該テストに当たり、「政府統計オンライン調査窓口」(https://www.e-survey.go.jp/)に掲載の推奨環境におけるテストの実施となることから、以下b、cに記載のとおり、テスト実施時の当該推奨環境を構築したPCを2台調達すること。 b PCの構成は(イ)以降に定めるものを原則とするが、当該構成等については担当職員と協議の上、決定すること。 c サービス提供期間中に「政府統計オンライン調査窓口」に掲載の推奨環境に変更があった場合は、当該推奨環境にあわせて構成等を変更すること。
46	要件定義書 62	1672	III.11.(9). 施設・設備要件 カ インターネット条件(パッチ取得目的)	3	パッチ取得目的における、回線速度の要件を明確にし、記載願いますでしょうか。	回線要件が不明確な為。	以下のとおり修正します。 「g 回線速度は1Gbpsとし、担当職員と協議の上、当該目的に適した回線設定とすること。」
47	要件定義書 68	1840	III.13.(2). 移行要件	3	移行対象データについて明確にし、一覧表の形で記載願いますでしょうか。	移行データの認識齟齬が起きないようにする為。	入札公告中の閲覧資料とします。
48	要件定義書 72	1958	III.16.(2). ネットワーク管理機能 イ トラフィック管理機能	2	「計測したトラフィック情報にしきい値を設定し、しきい値を超えた場合は、担当職員に自動通知できること。」と記載がありますが、インタフェースの閾値を超えた場合(例: シューピングレートを超えた場合など)、メール通知またはSNMP TrapによるSNMPマネージャへの通知のいずれかを実現する、との理解でよろしいでしょうか	満たすべき要件を明確にするため。	御認識のとおりです。 担当職員に自動通知されることを要件とします。
49	要件定義書 74	1989	III.16.(3). クライアント端末管理機能 ウ 自動起動・集計機能	4	対象は運用管理用端末、統計業務用端末を想定とし、仮想デスクトップ環境については本要件の対象外の認識で相違ないでしょうか。	対象範囲確認の為。	御認識のとおりです。
50	要件定義書 74	1995	III.16.(3). クライアント端末管理機能 ウ 自動起動・集計機能	4	仮想デスクトップ環境について、通常時は常に起動させておく想定です。そのため、稼働率の収集対象外の認識で相違ないでしょうか。	対象範囲確認の為。	御認識のとおりです。 また、記載に誤りがあるため以下のとおり修正します。 「(エ) 端末ごとの稼働率について、自動的に情報収集できること。」
51	要件定義書 79	2177	III.16.(14). デプロイ機能	3	新しいバージョンのソフトウェアのコンテンツを含めたデプロイ機能の提供について、対象とするサーバの想定をご教示ください。 また、上記に伴う詳細な要件事項について記載願いますでしょうか。	対象となるサーバや目的が不明確な為。	運用管理サーバから統計フロントサーバ等へのデプロイを実施することを想定しています。 要件として以下の記載を追加します。 「イ Subversion (SVN) 等のバージョン管理システムによる履歴管理が可能であること。」
52	要件定義書 79	2182	III.16.(15). 次々期システム更新時の移行に関する対応	4	次々期システムと記載がございますが、令和11年11月以降の調達のことを指している認識で相違ないでしょうか。	調達範囲を明確にする為。	次々期システムの運用開始については令和11年11月で御認識のとおりですが、調達開始時期については令和10年度の見込みです。
53	要件定義書 79	2186	III.16.(15). 次々期システム更新時の移行に関する対応	3	次々期システム更新時の移行に関する対応として、次々期STATS機器構築事業者に対して、本調達では作業補佐の役割に対応範囲の認識です。そのため、「次々期STATSへの移行作業時、データ抽出作業等の必要な作業支援を行うこと」といった記載に変更願いますでしょうか。	次々期での役割の明確化の為。	御認識のとおりです。 以下のとおり修正します。 「次々期STATSへの移行作業時、データ抽出作業等の必要な作業支援を行うこと。」 同時に、調達仕様書の498行目「STATS機器からのデータの抽出作業等の必要な作業支援を行うこと。」
54	要件定義書 81	2280	III.17.(2). 通常運用監視 ウ 運用監視端末等	4	「当省外から監視を行う場合は」と記載されていますが、監視業務について当省内からの対応も可能でしょうか。 また、「図2-1 次期STATSの全体構成及び責任分界」において、どの範囲が運用監視端末の設置場所になるかご教示ください。	監視等の運用業務に対応するロケーション検討の為。	当省外を前提としているため省内からの対応は不可となります。 図2-1における設置場所の範囲は凡例の運用・保守業務(緑色点線)が示す運用拠点になります。 また、要件定義書以下のとおり修正します。「当省外から監視を行う場合は」の記載を削除
55	要件定義書 別添6	-	要件定義書 別添6	3	計画策定や構築作業において、現行STATS関連業者に対して「▲: 問合せ対応の実施」が多くあります。 本調達の請負業者からの問合せは統計情報システム室経由になると想定しているため、分担の記載を見直し願いますでしょうか。	役割分担の明確化の為。	問合せへの回答を作成するという観点で関連業者の役割を問合せ対応の実施としています。また、当室の役割については回答された内容を問合せ元に情報提供する、という考え方で整理しています。
56	要件定義書 別添6	-	要件定義書 別添6	3	環境設定について、移行作業準備は現行STATS環境への設定も必要であると考えます。 現行STATS環境への設定作業についても、本調達請負業者が主体での対応となる認識で相違ないでしょうか。 また、現行STATS環境に対する移行準備を分担表に追加願いますでしょうか。	現行STATS環境への移行準備に関する作業は次期調達業者主体での対応となり、現行業者へ作業を依頼する場合の作業費負担も次期調達に含む等、分担を明確化する為。	現行STATSへの環境設定については現行事業者に対応を依頼することになります。これにより発生する経費については本調達請負業者の負担とします。